



時代と対峙する恒藤恭の思想と実践

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪公立大学大学史資料室 公開日: 2024-01-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 広川, 禎秀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002000193

《シンポジウム記録：論文》

時代と対峙する恒藤恭の思想と実践

広川 禎 秀

はじめに

2022年12月の第10回恒藤恭シンポジウムは、「恒藤恭とナショナリズム」というテーマを掲げ、久野譲太郎「恒藤恭における民族認識の理論的發展とその意義—戦時期を中心に—」と桐山孝信「恒藤恭と南原繁—民族と平和—」の二つの報告と討論が行われた。

現在、ウクライナ戦争に乗じた軍拡、改憲の動きが加速し、日本国民の「ナショナリズム」の志向が大きな問題となっている。戦後日本の「原点」にさかのぼって「平和」と「民族」のあり方を考えることが重要になっている。

恒藤は、戦後、日本国憲法の社会への定着、日本の真の独立と平和のために力を尽くした法学者であり、知識人である。その前提には戦時期における侵略戦争とファッショ体制に対峙した恒藤の学問的な実践があった。恒藤の世界主義・平和主義における「民族」の位置づけが戦時期に新たな発展を遂げ、戦後の日本国憲法にもとづく日本の再建のために、平和的民主的國家の担い手となる「民族」のあり方を追究する前提になった。講和条約をめぐる議論のなかで、恒藤の歴史發展の担い手としての「民族」のあり方の探究はさらに新たな発展を遂げることになった。

恒藤の戦前から戦後にわたる学問的活動と社会的活動は、全体として歴史の進歩、發展をめざす「時代と対峙した思想と実践」ということができる。恒藤の平和主義思想を軸に、とくに「民族」問題の認識の發展に注目しつつ、恒藤の戦前・戦中・戦後の思想と実践の軌跡を大まかにたどることにしたい。

1. 「世界民の愉悦と悲哀」

恒藤恭（1888年-1967年）は、世界市民主義の立場に立ち、世界と日本の平和、社会の變革を生涯にわたって追求した人物であるが、その戦前から戦後にわたる思想と実践の「原点」ともいえる立場を示したのが、1921年6月号『改造』の「世界民の愉悦と悲哀」（恒藤『国際法及び国際問題』1922年、所収。以下「世界民」論文という）である⁽¹⁾。この論稿は、恒藤の思想形成の画期をなすものであり、恒藤の平和主義の出発点でもあった。恒藤自身が、

(1) 拙著『恒藤恭の思想史的研究—戦後平和主義・民主主義を準備した思想』（2004年）参照。

戦後、「素朴な、幼稚な考へかたなりに一定の世界観に徹しつつひたむきに主張と見解とを展開することを試みた」（恒藤『世界民の立場から』「あとがき」）と言うにふさわしい論稿である⁽²⁾。

恒藤は、1916年に京都帝国大学法科大学を卒業して大学院に進学し、1919年に同志社大学法学部教授に就任した。「世界民の愉悦と悲哀」は、恒藤が大学教員として本格的に学問研究と教育に専念しはじめた第一次世界大戦後の時期に、世界主義、平和主義の主張を大胆に展開し、理想を求めつつ社会進歩に寄与しようとする立場を明確にした論稿である。その立脚する学問的立場は、新カント派の立場であった。「世界民」論文が掲載された雑誌『改造』は、1919年に創刊された総合雑誌で、「大正デモクラシー」の革新的な時代思潮をあらわした雑誌である。

加藤新平は、恒藤の著書『法の基本問題』（岩波書店、1936年）の「第五刷」（1969年の復刊版）の「あとがき」で、「世界民」論文には「先生の信念が大胆に吐露されているように思われる」、「先生としては珍しくひたむきな感情が露出し、激しい言葉の散見する文章であるが、そこに語られているのは、国籍による制約を人間にとって本質的なものとは見得ない『世界民』の立場、純乎たる倫理的個人主義・自由主義の立場である」と述べている（490-491頁）。

加藤はまた、「晩年何かの折に、平和の善さについてただ一と言口^{ママ}にされた時の不思議に鮮やかな印象も未だに忘れられない。先生はその人格の奥底から美と平和を愛せざるを得ない人だったのでなかろうか」と書いている（490頁）。戦争の世紀ともいべき20世紀において、恒藤は、生涯にわたって徹底して平和主義を追求した法学者、知識人であった点で、同時代の知識人のなかでも注目すべき存在ということができよう。

「世界民」論文は12の小節からなるが、『改造』掲載の時には小節の題（見出し）はなかった。しかし、著書『国際法及び国際問題』に収録する際、目次欄で各節に以下の見出しがつけられた。

- | | |
|------------------|------------------|
| 一 世界民たることの必然性 | 二 世界民はユトピアの民ではない |
| 三 人間性の自覚と世界民の立場 | 四 世界民の権利 |
| 五 世界民の超国家的態度 | 六 世界民の思想の自由 |
| 七 世界主義と国家主義との関係 | 八 続き |
| 九 国際問題に対する世界民の見地 | 一〇 国際社会の改造の問題 |
| 一一 世界民の使命 | 一二 世界苦の重み |

(2) 「世界民」論文は、戦後の1946年4月25日、「世界民の立場から」と改題され、生活社の「日本叢書」の一冊として、小冊子の形で刊行された。「あとがき」は1945年12月25日。恒藤は、「現在における私の見地から見ると、論稿の内容に対して、相当重大なる批判的修正を加へたいと思ふ点が若干存在するのであるけれど、しかも、さうすることをわざと差しひかへて」、些細の修正を施すにとどめて、刊行すると述べている。大阪市立大学恒藤記念室編／恒藤恭『世界民の立場から』（2013年、大阪市立大学大学史資料室）の拙稿「解説」参照。

恒藤は、「戦争」を基本的に帝国主義戦争と把握し、「世界民」の立場に立って、自由の価値を説き、国家主義を強く批判し、国際法および国際組織の根本的あり方を論じている。第五節に、そのような「世界民」の立場を総括的に述べている箇所がある。次のように述べている。

世界民の立場は、現実にも立脚して、現実を超越しやうとする理想主義者の立場である。(中略) 偏狭な国家主義、偏狭な民族主義を斥けつゝ、人類全体の利益と幸福とを標準として総ての社会的事象の価値を規定しやうとする世界主義者の立場である。曾つて第一階級、第二階級に反抗して立ったときに、第三階級が代表した民主主義者の立場である。現に第三階級に向つての反抗において、第四階級の拠りつゝある社会主義者の立場である。社会生活において女性を男性と平等の地位に置かうとする両性平等主義者の立場である。あらゆる偏見者、空想家、偽善者、压制者、絞取者、好戦者に向つて、極力反省を促すところの、自覚せる人間の立場である。(『改造』、68頁)

恒藤は、世界民の立場は理想主義者の立場だと強調し、偏狭な国家主義、民族主義に対し、世界主義、民主主義、社会主義、両性平等主義を対置し、それは「自覚せる人間の立場」にほかならないと言っている。ここでそれぞれの内容に詳しく立ち入らないが、第八節と第十二節を取りあげることにする。

「世界民」論文は、戦争と平和の問題を人類が解決すべき最大の問題だと主張しているが、第八節は、「戦争は人類の犯し得る最大の罪悪だ!」という言葉で始まっている。「人類を殺戮することが、国家を愛することと為るならば、愛国心とは最も恥づべき不徳ではあるまいか?」、「此度の世界大戦争も終極においては帝国主義と帝国主義との唾み合ひにその原因を帰すべきだと云ふ意見は、公平な歴史家の否まない所だらう」と述べ、「人種平等主義の承認を拒んだ講和会議に、多きを望むが如きは最初から愚かな過ちだった。戦争は終わったが、晴れやかな平和の光りは、世界的不安の密雲のために遮られてゐるではないか」と述べている。そして、「改造の叫びは至る処に声高く聴かれるけれど、世界主義の大前提と、社会主義の小前提とを認めることなしに、どうして正しい改造の結論がみちびき出されやう」とこの節を結んでいる。

恒藤は、当時、第一次世界大戦とロシア革命、国際連盟の成立という世界史の激動、大正デモクラシーの気運が高まり、さまざまの革新的思想が広がるなかで、新カント派の思想とマルクス主義の思想の双方に深い関心を持っていた。その一端が鮮明にあらわれた箇所でもある。恒藤は、戦後、「当時、同志社大学法学部の教職にあった私は、大正十年二月にラスク『法律哲学』の邦訳書を、同年十月にプレハノフ『マルクス主義の根本問題』の邦訳書を著したものだ。この事は、当時の私が、新カント派の哲学思想、およびそれと対照的な立場をとるマルクス主義の哲学思想の双方に興味を抱き、しかもその事になんらの矛盾をも

感じなかったという事実を語るものである」と述べている⁽³⁾。上記の引用箇所は、恒藤自身の回顧からも、恒藤の新カント派的理想主義が、ロシア革命とマルクス主義の肯定的評価にも支えられていることがわかる文章である。

「世界苦の重み」という題（見出し）がつけられた第十二節は、「世界民」論文の最後の章であり、論稿全体の「総括」をおこなっている節である。ここでは、上田博の第十二節に関する指摘を取りあげ、検討することにした。短い節なので、まず全文を掲げる。

深い青藍色にかぎりなく晴れひろがった大空、そこにかがやく太陽の、万人の心の隅の隅の暗さまで射とほすかと思はれる強い明さ——さうした物象をながめる毎に、その下で絶え間もない残虐な争闘に従事してゐる人間たちの世界のあることが、世界民にはつくづく不思議に思はれる。

そのとき皮肉なリアリストが傍らに来て、「私はユトピアの民ではないと、おまへは繰り返すことはあったけれど、おまへのしゃべることは、ユトピアの民の言ひ草と、あんまりかはりは無いぢやないか！」と罵るならば、世界民は微笑して首をかしげるだらう。そこでリアリストが心持ち焦れ気味になって、「おまへは人間としての自覚といふことを口癖のやうに言ふけれど、おまへ自身がその人間としての自覚といふやつをほんとうにもって居るのかい？」とあざけると、世界民は顔を赤らめてうなだれるだらう。

リアリストが鼻唄をうたひながら歩み去ったあとで、世界民は俄かに周囲の空間のあかるさが堪らなく寂しくなり、急いで自分の家へ帰って行くだらう。——そのとき彼に、「世界民は愉悦と悲哀とどちらが多いかい？」とたづねて見たら、「私の心は世界苦の重さに圧されている！」と吐き出すやうに彼は答へるだらう。（『改造』、63頁）

恒藤は、「世界民」を批判する「リアリスト」を登場させ、「世界民」の立場を批判させる。「リアリスト」は恒藤の分身でもあるが、「世界民」の立場を相対化する存在といえよう。

上田は、「世界民の愉悦と悲哀」について、「恒藤の評論に向き合つて文学的な鑑賞をするのは許されるはず」として、恒藤の内面の「感情」を読み解こうとしている。上田は、筆者の「世界苦」は何よりも戦争を意味し、「世界民」の「愉悦と悲哀」は戦争が不可避か否かに左右されるとする事実認識を示すとした評価に対し、次のように述べている⁽⁴⁾。

ぼくは、それでは「リアリスト」の「真の人間としての自覚」ということばに串刺しされる衝撃を理会できないと思うのである。「深く恥じ入る」というのは、「世界苦」が

(3) 恒藤「忘れえぬ人々—その四・加古祐二郎君の追憶（続き）」（『法律時報』第35巻第4号、1963年4月号、83頁、加古祐二郎『近代法の基礎構造』1964年、所収、「加古祐二郎君の追憶」、319頁）。

(4) 上田「『世界民の愉悦と悲哀』ふたたび」（『大阪市立大学史紀要』第4号、2011年10月）。

外部に存在するのではなく、自己内部に存在するという痛覚の呻きではなかったか。つまるところ、「国家」とか「秩序」とか、あるいは「争闘」といったまがまがしい世界現象は人間内部の外化現象ではないのか、と思ひ返されるのである。これは、ぼくの推し測って言うことではなくて、「世界民の愉悦と悲哀」のフィナーレのこの場面こそ、「恒藤恭」という思想する人間の実存の声が描かれていると見たからである。こうした見方をすれば、『世界民の愉悦と悲哀』は未完成の『自画像』である。(23頁)

上田が「未完成」というのは、「フィナーレの場面」で、明暗のコントラストによって恒藤の心の動き、葛藤がみごとに表現されているという意味である。恒藤が展開した思索が未完成であることが示唆されているということになるだろうか。

興味深い読み方である。恒藤が「一定の世界観に徹しつつひたむきに主張と見解とを展開」しつつも、同時にそれが「未完成」であると自覚していることを鋭く読みとっているからである。これは、恒藤の思想の実践性をどのように理解するかという問題でもある。恒藤が理想主義に徹しつつ、同時にそれを相対的に見る態度をとるのは、恒藤にとって、現実の帝国主義的世界の変革を真剣に追究すればするほど必要になった思索態度だったと考えられる。それが、その後も一貫した恒藤の思索態度の特徴であったことが重要だと思われる。

ここで重要なことは、「世界民」論文の「民族」認識が、当時の恒藤の平和主義思想の限界を示すものであったことである。「世界民」論文は、アイルランドやインドの独立運動を肯定し、オーストラリアの白豪主義などを批判しているが、民族自決権を個人の自決権の帰結として生ずる権利、個人の人権の帰結として理解するにとどまっている。「世界民」論文が戦後、再刊の際に削除された重要な箇所が二つあるが、その一つは民族自決権に関する部分である⁽⁵⁾。

2. 戦時体制期の恒藤の思想と実践

満州事変に始まる十五年戦争の時期は、恒藤の思想の真価が問われた時期である。そのなかで、恒藤の「民族」認識が発展したことが重要である。

(1) 滝川事件と「死して生きる途」

1932年の五・一五事件後、「非常時」が叫ばれる時代背景のもとで、思想弾圧が自由主義的な学問領域にまで及んだ。1933年に起こった滝川事件は、二年後の天皇機関説事件とともに戦争への思想統制・動員が加速する画期となった。

恒藤の戦時下の「思想と実践」を考える場合、滝川事件を抜きに論じることはできない。

(5) 前掲・復刻版『世界民の立場から』「解説」参照。

京大法学部の教官らのたたかいは、敗北に終わったとはいえ、近代日本の学問・思想の自由のための歴史的意義のあるたたかいであった。松尾尊兌『滝川事件』(2005年)が、滝川事件の全体像を描き、研究水準を示しているが、近年、滝川事件に関する新たな研究も発表されている。恒藤記念室による新たな資料の発掘、紹介も、研究の進展に大きく寄与しているといえるだろう⁽⁶⁾。

滝川事件は、恒藤自身の思想・理論の実践でもあり、その後の恒藤自身の生き方と学問に深い影響を与えた。「世界民」論文で示された恒藤の立場は、基本的に現実社会の政治的社会的実践に対して、学問的实践を通して寄与しようとする立場であった。そのような恒藤の立場そのものが否定される事態に直面し、滝川事件のたたかいは、恒藤にとって直接的な政治的、社会的実践となったのである。そして、恒藤がこの時期に学問の領域では新カント派の法哲学から離れ、新たな恒藤法哲学ともいわれる体系を築いていったことも、滝川事件のたたかいとけっして無関係ではなかったとみななければならない。

恒藤は滝川事件のさなかに、「死して生きる途」(『改造』7月号)など四本の雑誌論文を発表し、多くの新聞論説を執筆した。それらの論稿によって、たたかいの渦中において、恒藤が弾圧の本質とたたかいの歴史的意義を誰よりも的確に認識し、普遍化していったことを知ることができる。「死して生きる途」の有名な一節は次のように言う。

大学教授としての職を去ることが、真に大学教授として行動する所以であるとは、矛盾であって、矛盾ではない。外部から……………⁽⁷⁾大学の本质が否定されようとするとき、大学は進んで死することによって自己の真の生命に生きる途をえらぶ外はない。西田幾多郎博士がわが京大の講壇においてしばしば力説されたやうに、死することによって生きるのは、実践の根本義ではあるまいか。

言ふまでもなく、真の实践は、理論と行動との弁証法的統一であらねばならぬ。理論を伴はぬ行動は、決して真に实践であり得ないが、行動によって实践されぬ単なる理論は、真の实践的理論とは正反対のものである。真理を求め、真理を教へる公共的機関たる大学は、斯かる本質を維持することによってのみ、その独自の实践的使命を遂行し得るのであり、自己の本質をまもるためには、「死して生きる途」をも断じて避くべきではない。去る五月二十六日、京都帝国大学法学部に残されたのは、実にこの最後の一路

(6) 大阪市立大学恒藤記念室編／同大学史資料室発行『恒藤記念室叢書2 恒藤恭滝川事件関係資料 神戸時代の井川(恒藤)恭』(2012年)は、恒藤の事件関係の論文・論説、日記、ノート、著作リスト等を収録・掲載するとともに、久野譲太郎「解題」、同「研究『死して生きる途』生成の論理—「恒藤恭ノート」(一九三三年四・五月)を手がかりとして—」を掲載している。資料の発掘・紹介と研究の進展が一体的に進むことを示している。

(7) 恒藤「死して生きる途」が、七人共編『京大事件』(岩波書店、1933年11月)に収録されたさい、引用文中の伏字の箇所は、「の不法なる圧迫により」と直された。

であった。(『改造』、128頁)

恒藤の「死して生きる途」は、事件関係者に多大の感銘を与え、その後も関係者によって語りつがれた。重要なことは、それは事件に対する恒藤自身の主体的態度でもあったことである。

久野譲太郎は、恒藤が法学部教授会で事件が報告された1933年4月24日から5月9日にかけて書いた「恒藤恭ノート」をとりあげ、「死して生きる途」の「理論と行動の弁証法的統一」の論理を分析し、次のように述べている⁽⁸⁾。

恒藤における「抵抗辞職」という彼の「死して生きる」行動とは実に法哲学者としての深い理論的思索に根拠づけられた「行為」であったのであり、またそれは彼にとり、あるべき社会へと至るために潜り抜けなければならない「否定」の現実的プロセスであったのである。ここにはまさに、恒藤が説いた「理論と行動の弁証法的統一」の具体的姿をはっきりと観てとることができるといえよう。

久野はさらに、恒藤の西田幾多郎の言葉の援用について、筆者の見解にも言及しつつ、『死して生きる』という西田の言葉を殊更用いたのは、観念的には実践を説きながら自身は動かなかった西田に対する間接的な批判ないし働きかけの意図をそこに含めたからでもあろうが、それ以上に、日ごろ多くの学生が慣れ親しんでいた西田の言説が現実にはどのように実践されるべきであるのかを学生に身を以て示すためであったのではないか。ここには西田とは異なりアカデミズムの枠に囚われない恒藤の幅広い視野と態度が顔を覗かせている」と述べている。的確な指摘だと思われる。

恒藤は、滝川事件という政治的社会的実践を通して、「理論と実践の弁証法的統一」という理論を思想的にも深く理解し、自らのものにしたのではないだろうか。

(2) 「民族」の問題と「世界苦を克服する者」

恒藤の「世界民」論文は、国家主義と結びつく民族主義を強く批判したが、民族自決権を自然法的観点によって個人自決権から根拠づけるにとどまった。したがって、1919年に起こった三・一運動や五・四運動にみられるアジアの民族独立運動を積極的に位置づける十分な論理を持つことができなかった。

しかし恒藤は、1930年代に世界情勢の推移のなかで、一方では満州事変時の日本の「愛国主義」やドイツのヒトラー政権が利用する民族主義の反動的役割に注目し、他方で30年

(8) 久野「『死して生きる途』生成の論理—「恒藤恭ノート」(一九三三年四・五月)を手がかりとして—」(前掲『恒藤記念室叢書2』、218頁)。

代中葉にはスペインの民族自決のたたかいや中国の抗日民族統一戦線における「民族」の進歩的役割に注目し、民族問題の認識を深めていった⁽⁹⁾。

恒藤は、そのような思索のなかで、民族共同体が合理的要素と非合理的要素をあわせ持つ点に基本的特徴をみて、民族共同体の複雑な二面的性格を理論的に把握する視点を明確にしつつ、大国主義や帝国主義に対して民族共同体が進歩的役割を果たし得るという明確な認識を持つに至った⁽¹⁰⁾。「世界民」論文を『世界民の立場から』と題して再刊した際、民族自決権に関する箇所を削除したのは、以上のような民族認識の発展があったからである。

30年代の恒藤にとって、世界史の進歩の可能性を考えるうえで、ソ連をどのように評価するかが大きな問題であった。恒藤は、「世界民」論文では、現存の諸国家が人類の生存権を無視しているなかで「唯めづらしくもロシア国において其の例外を見むとする」とソ連を高く評価し、また前述のように「世界主義の大前提と、社会主義の小前提とを認めることなしに、どうして正しい改造の結論がみちびき出されやう」と社会主義思想を積極的に評価する立場に立っていた。当時、ソ連に関する正確な情報が不足するなかで、日本の進歩的知識人が事実と理論の両面から、ソ連を正確に認識することはきわめて困難な問題であった。

恒藤にとって、ソ連は国際政治の重要な一要素として、また科学的歴史像構成のために、正確に認識することが不可欠な対象であった。ここで詳しくは述べないが、恒藤が30年代に書いたソ連に関する詳しい「ノート」や「唯物史観」と題する31頁に及ぶ研究ノートがあり、『公法雑誌』に掲載された論文「法の本質」などとあわせて検討すると、恒藤はソ連が「新しき専制主義・独裁主義的政治組織」を持つ国家の一つという認識に至ったことがわかる⁽¹¹⁾。恒藤の問題意識は、史的唯物論の深い考察によって資本主義社会の個人主義原理の真の克服のあり方を探究することであったが、その探究の結果からも、ソ連がそれを克服する社会ではないことがおのずと明らかになったと思われる。当時の知識人のなかでは卓越した認識であった⁽¹²⁾。

それは恒藤の歴史認識の新たな発展にもつながった。新たな世界戦争の脅威が問題になる時代に、ソ連はあるべき社会主義ではないとすれば、歴史の進歩と社会変革をめざす人々に希望を与えるような歴史像を提起することはより困難になったと思われる。その点で、恒藤

(9) 拙著、202-226頁、拙稿「恒藤恭の平和主義思想—1930年代を中心に—」（『戦争と平和』第14巻、2005年3月）参照。

(10) 今回のシンポジウムの久野報告は、恒藤の世界主義・平和主義のなかに「民族」が包摂され、「世界史進歩」の主体たり得るという認識に至ったことを明らかにしている。

(11) 拙著、226-247頁、256-267頁、参照。恒藤の論文「法の本質」は、『公法雑誌』第1巻1号（1935年1月）から第2巻9号（1936年9月）に掲載され、戦後、恒藤『法の本質』（1968年）として刊行された。

(12) 『世界民の立場から』の重要な削除箇所の一つは、「唯めづらしくもロシア国において其の例外を見むとする」を含むロシアに関する記述である。恒藤のソ連認識の発展の結果、削除されたのである。

が歴史発展の実践主体としての「民族」の進歩的役割について認識を深めたことは重要であっただろう。

1939年の『国際公論』の恒藤の論稿「世界苦を克服する者」は、当時の恒藤の世界史の進歩の捉え方を見るうえで重要である⁽¹³⁾。『国際公論』は、日本国際協会大阪商科大学学生支部が1939年に創刊した雑誌である。恒藤は、日中間の戦争は第二の世界戦争の性格を持つとみて、「世界苦の発生の根源」を資本主義的帝国主義に求め、かかる「世界苦の発生し来る根源を除却する」必要を説き、「われわれの味はいつつある世界苦は、世界苦を徹底的に克服するための世界苦であり、国際正義に叶った新しき世界秩序の建設を究極の目標」とする者の「世界苦」だと述べている。恒藤は、30年代末葉に、「世界苦」をもたらず帝国主義戦争の矛盾の克服のあり方について、多くのマルクス主義者にみられた資本主義否定に直結させる考え方を克服し、平和と民主主義の世界秩序の再建に求めるという問題意識を明確にしつつあったと考えられる⁽¹⁴⁾。それはまた、恒藤の戦後のソ連認識、「米ソ冷戦」に関する捉え方の前提となるものであった。

1941年12月8日に、日本は無謀な対米英開戦に突入した。恒藤は、日本の敗北が不可避的だという認識に立っていた。恒藤にとって、枢軸国の敗戦はまさに「世界苦」からの世界の解放にほかならなかった⁽¹⁵⁾。

3. 戦後日本と恒藤恭

(1) 世界史の大転換と歴史発展における「民族」の役割

恒藤の「時代と対峙する思想と実践」は、戦後、大きく転換し、より実践的性格を強めることになる。

恒藤は、敗戦後「世界史の審判と人間による審判」と題する論文を書き、歴史哲学的観点から、日独伊の敗北と国際連合成立の世界史的意義を考察した⁽¹⁶⁾。この論文は、現実の世界史の発展が、枢軸国の無法な侵略戦争を断罪し、帝国主義的国际秩序を実定法の規制の下におく第一歩を踏みだしたのではないかという問題意識のもとに書かれた。恒藤にとって、「歴史」とは過去・現在・未来の「歴史的時間」を人々が生きるための科学的認識の問題であったが、世界史の大転換の意味を同時代史的に把握するため、歴史哲学的考察を試みたの

(13) 恒藤「世界苦を克服する者」(日本国際協会大阪商科大学学生支部『国際公論』創刊号、1939年5月)。
現存しているのは恒藤の手に保存されていた創刊号の一冊だけである。

(14) 拙著、272-273頁。

(15) 拙稿「恒藤恭『戦中日記』にみる希望と苦悩」(『恒藤記念室叢書6 恒藤恭『戦中日記』(1941-1945年)』2016年)、参照。

(16) 恒藤「世界史の審判と人間による審判」(『経済学雑誌』16巻1号、1947年1月、恒藤『法と道徳』1969年、所収)。

である。

しかし、日本国憲法に戦争放棄の規定が定められたことは恒藤の予想を超えるものであった。戦争放棄の問題を含めた新憲法に関する探究は、恒藤にとって「時代」の要請ともいうべき学問的、実践的な課題となった。

恒藤が1947年に刊行した『新憲法と民主主義』は、そのような新憲法に関する探究の成果を収めた著作である。1946年6月から1947年2月までに執筆した論考が収められている⁽¹⁷⁾。

恒藤は、新憲法を法理的に考察したことは言うまでもないが、同書の「序」によれば同書の諸論考は、「むしろ法律哲学の立場や、政治哲学の立場からの考察を企てたものである」と述べている。そのような考察、探究において「民族」の問題をどのように位置づけたかが重要である。

この問題が、当時の知識人や研究者にどのような意味を持っていたか確認しておく必要がある。歴史学の分野では皇国史観の猛威を体験したことから、マルクス主義の影響も受けた研究者の場合、「民族」意識を実践的に新日本建設に結びつけて考えることは容易ではなかった。遠山茂樹は、『「民族」とか『愛国心』という言葉には本能的に嫌悪の感じをもつのが、彼〔遠山〕の世代の実感であったし、国民のナショナルな志向が、民主と平和に結合する可能性を現実の政治のなかに見出すことはむずかしかった』と述べている（遠山『戦後の歴史学と歴史意識』1968年、115頁）。ちなみに遠山は、浦和高校3年の時に滝川事件を見聞し、翌年東大文学部国史学科に入り、平泉澄の皇国史観を拒んで羽仁五郎に傾倒した。

『新憲法と民主主義』に収められた1946年6月号『文藝春秋』の「民主政治の実現」のなかで、恒藤は「民族」と「国民」の関係を包括的に、次のように述べている。

日本民族は自主自律の立場において新生日本を形成すべきである、といふ根本前提を確認し、いはゆる憲法改正草案の諸規定の趣意を捩りどころとして立言するときは、——新生日本の政治の主体たるべきものは日本国民であり、その代表者たる議会在主要の政治的諸問題を決定し、処理すべきである、といふのが、新生日本の民主政治の基調である。

日本国籍を有する一切の個人が、単なる個人としての在りかたにおいてかたちづくる集会的総体が、直ちに新生日本建設の主体たる地位に立つのではない。古来の伝統にもとづいて結合し、現在の国土の上に統一的集団をかたちづくりながら生活し、世界社会の内面に独自の存立を保ってあるといふ現実の在りかたに照応して、あらゆる日本人は日本民族の成員たる資格において新生日本の建設に参加するのであり、政治の方面にお

(17) 拙稿「恒藤の敗戦直後の新憲法論と歴史認識の特徴」(『大阪市立大学史紀要』第12号、2019年10月)、参照。

いては、日本民族が能動的に立ち現れるすがたとしての日本国民が、新生日本における民主政治を実現する主体の地位に立つのである。（『新憲法と民主主義』、121頁）

恒藤のいう「日本国籍を有する一切の日本人」の「日本人」は、「国籍」で在日外国人を排除する立場とは正反対の存在である。同書所収の「法の革新と道徳の進展」（『改造』1946年10、11月号）で恒藤は、日本人としての存在を本来的在り方とし、その一面として一個の人間であるとする考え方を厳しく排斥し、「今後の日本における国民生活を制約すべき基本原理は、『われわれ日本人は、論理的に見て、日本人たるに先立って一個の人間として存在する』という根本的事実の正しい認識から出発することによってのみ見い出される」と述べているからである（175頁）。

恒藤は、日本人個人は、統一的集団たる民族の一員として、また国民の一員として主体的に新生日本の建設に参加する必要があると考えた。なぜ、国民が「民族」の一員として歴史発展の担い手の自覚をもつ必要があるのか。

前述のように、恒藤は戦時中に歴史発展の実践主体としての「民族」の進歩的役割についての認識を深めていた。戦後の恒藤の「民族」に関する発言を見ると、それに加え、日本民族は未曾有の悲惨な戦争体験をした結果、平和的民主的な歴史発展の担い手になり得るといふ認識を深めたことがわかる。恒藤の「愛国心」の理念についての発言にそれがよくあらわれている⁽¹⁸⁾。

恒藤が1948年に青年団体向けに書いた「真実の愛国心」という一文があるが、そこで恒藤は、「新日本の建設の使命から見て、真実の愛国心の振興が切実に要請される」とし、「真実の愛国心」とは、「自国の優越的發展だけを盲目的に念願するところの偏狭な、極端な国家主義とは全く相容れないものである。それは人間としての理性的自覚に立脚するところの、弾力性に富む愛国心であり、『世界平和の確保による世界文化の向上、発展こそは一切の人間の実践的活動の最高の目標であること』を確信するところの世界的精神とかく結合せる愛国心をいうものに他ならない」と強調している。「真実の愛国心」とは、具体的には日本国憲法の精神に立脚した愛国心ということになる。恒藤は、国民は偏狭な愛国心の恐ろしさを体験したからこそ、真実の愛国心を自覚し得ると見たのであり、そのような反省に基づく「真実の愛国心」の必要を説いたのである。

奥野恒久は、恒藤の『憲法問題—その解決の基準は何か』（1964年）をとりあげ、恒藤が日本における変革主体あるいは民主主義の担い手として「民族」を強調している点に着目し、恒藤を「憲法愛国者」と捉え、恒藤の観点は近年の立憲主義に依拠した改憲論批判を超える観点となりうるものと評価している⁽¹⁹⁾。重要なことは、恒藤は、国民が「憲法愛国者」とな

(18) 同前、47頁。

(19) 奥野恒久「恒藤恭『憲法問題』と現在」（『大阪市立大学史紀要』第12号、2019年10月）。

る必然性を国民の悲惨な戦争体験から捉え、さらに講和問題との関係でその必要性・必然性をいっそう明確にしたということである。

(2) 講和・安保条約と恒藤の「民族」認識の発展

恒藤の歴史発展の実践主体としての「民族」に関する認識は、講和問題をめぐる議論のなかで新たな発展を遂げた。

恒藤は、日本の進路に決定的な意味を持つ講和問題に直面すると、安倍能成、末川博らと平和問題談話会を組織し、談話会は三回にわたって講和問題に関する声明を発表した。恒藤は、憲法第9条を生かす非武装中立の構想を提起するなどして、談話会の全面講和・中立堅持・軍事基地反対・再軍備反対の平和四原則の主張を支えるうえでも大きな役割を果たした⁽²⁰⁾。

恒藤が憲法第9条を生かした安全保障のあり方を追究した前提に、第9条を生かした平和的民主的国家の世界史的意義とその担い手として「民族」の積極的役割の探究がある。「戦争放棄の問題」(『世界』1949年5月号、6月号、『憲法問題』所収)は、世界史における軍備撤廃国家の登場の意義を次のように述べている。

もしも世界史のうえから見て、現代は大いなる転換の過程がはじまった時代である、いいかえると、諸々の国家がしだいに戦争を放棄し、軍備を撤廃した平和国家に化して行くという、全く前例のない歴史的傾向が、かすかながら動きはじめた時代である、と思惟し得るのであるならば、日本はあたかもそのような傾向の先端にたつにいたった国家であり、むしろ国家的品位において向上をきたし、国家として一段と進化し得る立場にたどりついたのだ、と考えられるであろう。(『憲法問題』、7-8頁)。

そして憲法の徹底的平和主義の理想を民族的理想にすることが必要だと言う。——「この問題〔冷戦下の日本のあり方〕に関して適正な解決をあたえ得るための前提条件は、憲法第9条の規定の基礎をかたちづくっている徹底的平和主義の理想をば、不動の民族的理想として全面的に肯定することであると思う」(『憲法問題』、20頁)。

しかし、1951年9月に講和条約と安保条約が調印され、翌年4月28日に発効した。恒藤は、1951年10月号『世界』に「和解の講和条約ということについて」を執筆し、日本民族と最大の被害国との歴史的和解という観点から、中国を排除した「講和条約」を厳しく批判した。

(20) 拙稿「恒藤恭と平和問題談話会」(上田博・鈴木良・広川編『現代に甦る知識人たち』2005年)、同「恒藤恭と講和問題—平和問題談話会を中心に—」(『恒藤記念室叢書9 恒藤恭「市大学長時代日記」講演等レジュメ」(1951・1952年)』2022年)、参照。

日本民族がはじめて国家組織とよぶにふさわしいものを持つに至ったころの前後から多くの世紀にわたって、文化的発展の上にどれほど中国に負うところが多大であったかと云うことをかえりみ、また明治維新前後のわが国の対外的国策が何にもまさって中国との交渉関係によって根本的に制約されたことを想うときは、過去における一切の侵略的・帝国主義的政策を残りなく清算し、あたらしく民主的平和国家としての発展の途をたどりはじめた日本民族にとって、中国との戦争状態が依然として存続することは、ゆくてに横たわる巨大なる障害物をそのまま放置するものに外ならない。（『世界』、72頁）

恒藤は、講和条約は日本とアジア、とくに中国との和解を阻み日本民族の将来に巨大な障害物を放置する条約と見たのである。

恒藤は、『世界』1952年3月号に「日本民族の更生の途」（『憲法問題』所収）を発表し、日本人の政治的未成熟を直視しなければならないことを述べている。

祖国の再建にとって重大な障碍をもたらすおそれの多分にある二つの条約が国会によって承認され、政府によって批准されるにいたったのは、ひっきょうこれまた日本人の政治的年齢のいとけなさによるものだというほかはない。（『憲法問題』、63頁）

恒藤のこのような冷静な判断を確認しておく必要がある。しかし、恒藤がこの論文で訴えたかったのはそのことではない。次のように言う。

国際法および国際正義に反する戦争の遂行により世界人類に対して測り知れないわざわいをおよぼした罪過を犯した責任は、日本民族が全体として負わねばならぬ、というように、国際社会を通じて一般的に考えられている。これに関して法の観点から種々の問責の方法がすでに実行され、または実行されようとしているが、より高い道義の観点からみれば、以前とは全く性質を異にした民主的平和的国家を再建して、民族的に更生することによってこそ、真実の意味における罪過のつぐないは果たされるというべく、またそのような目標にむかって進んで行くことによってのみ、真実の意味における民族の独立と福祉とは実現され得るであろう。（『憲法問題』、66頁）

恒藤は、日本民族が「真実の意味における民族の独立と福祉」という高い目標をめざして努力することを通して世界史的役割を果たしうるという展望を示し、そうした目標に向って、困難を乗り越えていくことを期待したのである。恒藤は、徹底的平和主義を貫き、アジアとの和解と真の独立・福祉の実現をめざすことが、真実の愛国心であり、日本国憲法の精神だと説いたことになる。

恒藤は、1964年に、1949年から1960年までの間に執筆した憲法問題に関する主要な論考を『憲法問題』に収めて刊行した⁽²¹⁾。「まえがき」の一文には、恒藤の「民族」に関する認識の一つの到達点も示されていると思われる。

日本国憲法の原案の作成は、連合国総司令部の助言にもとづいて為されたものであったにもせよ、新しい平和的・民主的憲法の公布をよるこんで迎えた日本国民の心持ちは、突きつめた、純粋なものであった。外国の側から押しつけられた憲法だというようなことではなく、日本民族の歴史的運命のめぐりあわせから生まれ、日本民族が絶大の戦禍から立ち上がって、真に更生の途を進んで行くための正しい道しるべをあたえるところの、いわば、とうとい授かりものとして、すなおな、真剣な心持で、国民は新憲法をうけ入れたのであり、現在からかえりみても、そのような国民の直感、大体において的確かつ妥当なものであった、とおもう。(ii頁)

恒藤は、日本民族が日本国憲法を「道しるべ」として成長していくことに確信を強めていたのではないか。この文章が、60年安保闘争の後に書かれていることが重要である。現代史研究者の佐々木隆爾は、安保闘争は延べ一億人の住民が何らかのかたちで参加し、「新安保条約は満身創痍で生まれ出た」と言い、「安保闘争は近代日本が阻害しつづけた民衆の精神と気風の革新化に向けて、巨大な突破口を開いた」と指摘している（「安保反対闘争」、『日本同時代史3』1990年）。恒藤は、新安保をめぐって、憲法問題研究会を足場に安保改定批判の主張を展開していたから、安保闘争を経て、国民の政治的自覚がいつそう進むという期待を強めていたに違いない。

(3) 日本国民の成長のあり方と日本の現在

恒藤は、日本国憲法は国民みずからたたかいた憲法でないことをさまざまな形で述べている。

憲法公布から間もない1947年1月のラジオ放送で、恒藤は、新憲法はフランス革命の「人権宣言」につながる画期的な憲法典であることを縷々説明したうえで、「欧米の先進諸国の国民が専制君主の絶対主義的権力と抗争して民主的憲法をたたかひ取ったのとは違って、私たち日本国民は苦しい努力を重ねた上で新しい憲法をたたかひ取ったわけではありません」と述べ、不断の努力で「私たちの憲法」にする必要があることを強調している（「基本的人権について」、『新憲法と民主主義』、204頁）。

恒藤は、日本国民は市民革命によって日本国憲法（人権宣言）を手にしたわけではなく、

(21) 恒藤『憲法問題』（岩波新書）は、2020年に講談社学術文庫として再刊された。角田猛之による「解説」が、行き届いた紹介と論評をおこなっている。

憲法を得て徐々に歴史の主体として成長する、「授りもの」の憲法を「私たちの憲法」にしていく、それが日本国民の成長の基本的なあり方であることを説いたのである。

日本国憲法の日本社会への定着過程は、国民の民主主義的成長の過程であり、その核心は日本国民の「市民」（世界市民）としての成長の問題といえることができる。

日本の保守政権は、1980年代以降、「戦後政治の総決算」（中曽根康弘政権）、「戦後レジームからの脱却」（安倍晋三政権）などと、憲法9条をはじめとする日本国憲法を基軸とする戦後の政治体制の根本的転換を掲げてきた。佐々木隆爾は、それは裏を返せば、「日本国憲法が成立して以後、これが基本的に機能し、それを基軸として政治・経済・社会が運営されていること」にほかならないからだと指摘している（佐々木・他「座談会 新自由主義と歴史研究の課題」、『部落問題研究』184輯、2008年4月）。改憲政策を強行した安倍政権に対して2015年前後に、かつてない形で市民の自発的立ち上がりが見られ、「市民と野党の共闘」が生まれる状況となった（拙稿「戦後日本の社会運動と新しい市民運動成立の意義」『戦後社会運動史論③』、2018年）。日本国民の民主主義的成長の一つの段階をあらわしているといえよう。

しかし、現在、日本国憲法は戦後最大の危機に直面し、日本国民がこの危機をどのように乗り越えるかが問われている。

中国近現代史研究者の安井三吉は、「日本現代史」の一環としての華僑運動の歴史に照らし、「『戦後』は、第一に日本がアメリカの従属下にあること（沖縄の現状が突出）、第二にアジアとの和解に至っていないこと、この二点が依然未解決のままにある以上、今日なお終わったとは言えないだろう」と述べている（『戦後日本の社会運動と華僑』、陳来幸編『冷戦アジアと華僑華人』2023年、31頁）。二つの課題が未解決のまま、いま、「新しい戦前」といわれる事態が進行している。

この危機的状況のなかで、時代と対峙し、歴史の進歩的発展の必要性・必然性を追求した恒藤の思想と実践から学び、その探究の精神、方法の真髄を生かす必要がある。

（ひろかわ ただひで・大阪公立大学大阪市立大学恒藤記念室特任教授）